

入 所 申 込 確 認 票

次の事項について確認の上、□にレ点をし、署名をお願いします。

- 2人以上の利用申込みをする場合は、お子さま1人につき1部の書類が必要です。
- 私立の保育所等を希望される場合（第2希望以下含む。）は、事前に見学を済ませてください。（見学されていない場合、利用申込みをお断りする可能性があります。）。
- 入所希望児童のほかに0歳児から5歳児までの兄弟姉妹がおり、その児童が保育所等に入所しない場合は、その児童の保育状況について確認します。その際、申立書を提出いただく必要があります。
- 転入予定の保護者と児童のいずれもが、利用開始月の1日までに本市に転入しなかった場合は入所できません。
- 勤務事情等により市外の保育施設を申込み場合、取扱いや申請期日が異なりますので、施設の所在市町村へお問い合わせください。なお、希望する保育施設が勤務地等にあることが必要になります。また、市内の施設との併願による利用申込みは御遠慮ください。利用期間は単年度（利用開始月から当該年度の3月末までの期間）限りとなります。次年度も利用を希望する場合は、再度利用申込みが必要です。
- 育児休業から復帰する予定の方は、遅くとも利用開始月の末日までには職場復帰するよう調整をお願いします。また、就労証明書の「11. 復職（予定）年月日」の項目に復帰予定日を必ず記入してもらってください。復職予定日が利用開始月の翌月以降の記載になっている方は、就労証明書の「15. 入所内定時育休短縮可否」の項目に可又は可（予定）を必ず記入してもらってください。なお、慣らし保育については、内定後、施設での面談時に御相談ください。
- 就労証明書で不明な点があれば、事業所に問い合わせることがあります。
- 第2希望以下の施設の利用に係る内定通知後、内定した施設より希望順位が高い施設に空きが出たとしても、内定施設を変更することはできませんので、あらかじめ御了承ください。
- 保育が必要な事由の証明書類について、離婚が成立していない場合は配偶者の就労証明書等が必要となります。ただし、離婚調停中や裁判中の方については裁判所からの通知書等を提出することで省略することができます。
- 期日の時点で必要書類に不足又は不備がある場合は、利用調整の対象にならないことや調整指数に影響することがあります。
- 申込内容に虚偽や事実と異なる内容が判明した場合、入所を取り消すことがあります。
- 申込時から家庭の状況が変わった場合（引っ越しが決まった、退職した、仕事が変わった、離婚した等）、速やかに保育幼稚園課まで御連絡ください。
- 申込期日以降の変更については、調整指数の減点及び優先項目の順位が下がる場合のみ利用調整に反映します。特に、内定施設が決まってから転職をされた場合、利用調整がやり直しとなり、内定が取消しとなる可能性がありますので御注意ください。
- 利用申込みや内定を辞退される場合、お電話のみでの受付はできません。「辞退届」の提出が必要となりますので、恐れ入りますが保育幼稚園課の窓口までお越しください。
- 転園希望で新規利用申込みをする場合、新規利用申込施設で内定が決定すると、現在通っている施設で次年度の継続利用はできなくなります。また、選考の結果内定が決まらなかった場合、希望施設に待機することはできません。

- ☐ 離婚が成立し、前配偶者と住所が別かつ生計を一にしていないことが確認できた場合、ひとり親として保育料等を算定します。なお、ひとり親家庭の方が児童扶養手当を受給していない場合、戸籍謄本又は離婚受理証明書の提出が必要です。
- ☐ 同居の祖父母等がいて、支給認定保護者の総収入額が同居の祖父母等よりも少ない場合、祖父母等が家計の主宰者とみなすことがあります。その場合は祖父母等の収入を含めて保育料等を決定します。お子さま又は保護者がどなたかの扶養に入っている場合は、同居及び保護者の収入に関係なく、扶養者も算定に含みます。
- ☐ 希望の保育所等の内定にいたらなかった場合、利用承諾保留通知書を発行いたします。なお、私立の施設で待機ができない施設については、利用希望月のみ有効となる証明になりますので、当該月以降も必要であれば再度申請が必要になります。
- ☐ 公立保育所及び認定こども園において、今後、地域住民や保護者等に十分な説明を行った上で、「公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針」に基づき、認定こども園化や民間活力の導入を進める場合があります。

現在、妊娠中（配偶者を含む。）ですか？

☐ はい ☐ いいえ 出産予定日： 年 月 日 予定

小学校３年生以下のお子さまはおられますか？

☐ 本人のみ ☐ 本人以外に、 _____ 人

（希望順位が低くても兄弟姉妹同じ施設を希望する方のみ）

☐ 連携保育施設（小規模保育事業所）であっても兄弟姉妹と同じ施設とみなし、利用を希望する。

（育児休業の延長を許容できる方のみ）

希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容可能である旨の意思表示が可能です。

[☐ 意思表示をする。]

（児童状況票について施設への情報提供に関する同意）

入所後、お子さま一人一人に寄り添い、安心安全に集団生活を過ごせるよう日々の保育に生かすため、提出いただいた児童状況票について、内定施設に情報提供をしてもよろしいですか。

[
☐ 同意する。
☐ 同意しません。
]

以上、確認しました。

年 月 日 保護者氏名 _____

（児童名 _____ ）